

(別紙)

接続ルールの見直しに関する追加的意見に対する再意見書

東京通信ネットワーク株式会社

先般、事業者の方々からご提出された意見書に対する再意見を申し述べる機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

下記のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

1 接続関連費用の負担の考え方

(1) DSM-I、TCMについて

<東西NTT殿意見>

- 本来は接続事業者側で具備すべき機能(例:伝送路振分装置)は、網使用料ではなく網改造料として当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが適当であると考えます。(P10)
- DSM-Iは事業者要望に基づき個別に設置・専有するものであり、それにより便益を受ける事業者が個別に負担すべきと考えます。(P18、以下同じ)
- ・DSM-Iとは、他事業者からの要望に基づき、他事業者の費用負担を前提に開発したものであり、現在当社で利用している方路設定装置(モジュールB)を小容量化した装置です。
- ・他社には伝送路節約のメリットはあるが、当社は利用しないことから、コネクションルに則った他事業者設置をかねてより依頼してきたところです。
- ・他事業者が使用しなくなった場合に、当該設備の転用など効率的な運用ができないことから、当社が設置した場合であっても、要望事業者において個別に負担すべきものです。

<KDDI殿意見>(P11)

- DSM-Iについては基本機能インターフェースとして整理されるべきと考えます。
- ・比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニットごとに光心線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインターフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。
- ・DSM-Iを介し複数ASMと接続する形態は当然あるべき接続形態であり、事業者側からの要望によりNTT地域会社が個別に対応すべき性質のものではないと考えます。
(中略)
- また、接続用伝送路(GC接続用のTCM)の費用について、他事業者が負担することと整理されておりますが、DSM-Iと同様の位置づけであるため、ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能であると考えます。

< 弊社再意見 >

- 東西NTT殿ご主張のとおり、「DSM-IはモジュールBを小容量化したもの」です。モジュールB自体が基本機能として整理されているのですから、小容量版の設備も基本機能として整理することが自然と考えます。
- 弊社としては、KDDI殿のご意見のとおり、「接続事業者にとっては設備効率の面から必要な装置」であり、TCMも含めて、基本機能として整理していただきたいと思います。

(2) 最低利用トラヒックの保証等について

< 東西NTT殿意見 > (P10)

- 以下のような事象についても、原因となる事業者が個別にリスク負担すべきであると考えます。

(中略)

・当該事業者の実績トラヒック等が当該事業者により提出された予測値に満たない場合(最低利用トラヒック保証等)

< 弊社再意見 >

- 東西NTT殿意見に反対します。
- 予測より実績が下回った場合のリスクを表明されていますが、GC接続事業者は、逆に実績が予測を上回った場合、GC接続伝送路では対処できなくなりIGSへ迂回するため、GC接続よりも過剰な費用を支払うというリスクを負っています。ことさら、接続事業者のみにリスクを押しつけることは納得できません。

2 網機能提供計画について

< KDDI殿意見 > (P18)

- 「意見がみられないこと」をもって「見直しを行うべき」と判断すべきでないと考えます。

< 弊社再意見 >

- KDDI殿ご意見のとおりと考えます。

以上